

登録博物館及び指定施設に係る事務取扱要領

この要領は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）及び博物館の登録等に関する規則（昭和 40 年石川県教育委員会規則第 15 号。以下「県規則」という。）の規定に基づき、博物館の登録及び指定施設の指定の事務手続きについて、必要な事項を定める。

I 登録博物館

1 登録の申請

法第 12 条の規定により、博物館の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を石川県教育委員会事務局文化財課（以下「文化財課」という。）に提出しなければならない。

(1) 登録申請書（県規則別記様式第 1 号）

(2) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写し

(3) 博物館の設置者に係る書類

ア 設置者が地方公共団体又は地方独立行政法人の場合

（ア）地方公共団体の場合は、当該博物館の設置条例

（イ）地方独立行政法人の場合は、当該法人の登記事項証明書

イ 設置者がア以外の法人の場合（国及び独立行政法人を除く）

（ア）法人の登記事項証明書

（イ）博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを示す書類

（ウ）会社更生法による更生手続き又は民事再生法による再生手続きを受けていないことを宣誓する書類

（エ）博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

（オ）法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員に該当せず、及び暴力団及び暴力団員との関係がないこと等を宣誓する書類

（カ）国税及び地方税に未納の税額がないことを宣誓する書類

ウ ア、イともに、博物館の設置者が、法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないことを示す書類

(4) 博物館資料の収集、保管（育成を含む。以下同じ。）及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していることを示す書類

イ I 1 (4) アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していることを示す書類

す書類

- ウ I 1 (4) イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していることを示す書類
- エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していることを示す書類
- オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していることを示す書類
- カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していることを示す書類
- キ 資質の向上のために必要な研修等（国、県及びその他団体が実施するもの）に関する研修に職員が参加する機会が確保されていることを示す書類

(5) 学芸員その他の職員の配置に係る書類

- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- イ 学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類
- ウ その他の職員の名簿及び職務分担内容を示す書類
- エ 組織図、業務分担及び職員名簿

(6) 施設及び設備に係る書類

- ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行うための博物館の建物及び土地の図面
- イ 博物館の建物及び土地の保有形態（自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
- ウ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- エ 利用者の安全及び利便性の確保のための配慮の観点から対応している事項を示す書類
- オ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮の観点から対応している事項を示す書類
- カ 施設の概要及びパンフレット等

(7) 開館日数に係る書類

- 1年を通じて 150 日以上開館していることを示す書類

2 登録の審査方法

法第 13 条第 1 項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査を行う。

また、法第 13 条第 3 項の規定により、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴く。

3 変更の届出

博物館の設置者は、法第 15 条第 1 項の規定により、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地を変更するときは、博物館登録事項等変更届（県規則別記様式 3 号）に、変更の事実があることがわかる書類を添付して、あらかじめ文化財課に届け出るものとする。

4 定期報告（県が設置する登録博物館は提出不要）

博物館の設置者は、法第 16 条の規定による定期報告を次のとおり行うものとする。

- ・博物館運営状況報告書（県規則別記様式第 4 号）により、毎年 1 回、6 月末までに文化財課に報告することとする。
- ・博物館運営状況報告書には、次の書類を添付するものとする。
 - ア 職員名簿
 - イ 館長及び学芸員の経歴書
 - ウ 1 年を通じて 150 日以上開館したことを示す書類

※以下は、設置者が地方公共団体以外及び地方独立行政法人以外の場合のみ

- エ 博物館の運営を担当する役員の経歴書
- オ 新たに設置した学芸員がいる場合は、当該学芸員の「学芸員資格認定合格証書」の写し
- カ 以下の事項について宣誓する書類
 - ・会社更生法による更生手続き又は民事再生法による再生手続きを受けていないことを宣誓する書類
 - ・法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員に該当せず、及び暴力団及び暴力団員との関係がないこと等を宣誓する書類
 - ・国税及び地方税に未納の税額がないことを宣誓する書類

5 廃止の届出

博物館の設置者は、法第 20 条第 1 項の規定により、博物館を廃止したときは、博物館廃止届（県規則別記様式 5 号）に博物館廃止を議決した議決書の写又は会議記録の抄本を添付して、廃止後すみやかに文化財課に届け出るものとする。

II 指定施設

1 指定の申請

博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 2 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の規定により、指定施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を文化財課に提出しなければならない。

(1) 指定申請書（第 1 号様式）

(2) 施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を

定めたものの写し

(3) 施設の設置者に係る書類

当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを示す書類

(4) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していることを示す書類

イ Ⅱ1(4)アの基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していることを示す書類

ウ Ⅱ1(4)イに規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していることを示す書類

エ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していることを示す書類

オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していることを示す書類

カ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していることを示す書類

キ 資質の向上のために必要な研修等（国、県及びその他団体が実施するもの）に関する研修に職員が参加する機会が確保されていることを示す書類

(5) 学芸員に相当する職員、その他の職員の配置に係る書類

ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

イ 学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

ウ その他の職員の名簿及び職務分担内容を示す書類

エ 組織図、業務分担及び職員名簿

(6) 施設及び設備に係る書類

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行うための施設の建物及び土地の図面

イ 施設の建物及び土地の保有形態（自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類

ウ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

エ 利用者の安全及び利便性の確保のための配慮の観点から対応している事項を示す書類

オ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他施設の利用に

困難を有する者が施設を円滑に利用するための配慮の観点から対応している事項を示す書類

カ 施設の概要及びパンフレット等

(7) 開館日数に係る書類

1年を通じて100日以上開館していることを示す書類

2 指定の審査方法

省令第24条第1項の規定による指定の審査に当たっては、必要に応じて当該指定施設の実地調査を行うものとする。

3 指定の要件を備えなくなったときの報告

指定施設の設置者は、省令第25条の規定により、指定施設が指定の要件を備えなくなったときは、直ちに第2号様式により文化財課に報告するものとする。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式

指 定 申 請 書

年 月 日

石川県教育委員会 様

申請者所在地

申請者名称

代表者氏名

博物館法施行規則第23条第1項の規定により、次のとおり指定を申請します。

- 1 指定を受けようとする施設の設置者の名称及び代表者名
- 2 指定を受けようとする施設の設置者の住所
- 3 指定を受けようとする施設の名称
- 4 指定を受けようとする施設の所在地

(添付書類)

- 1 施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたものの写し
- 2 博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第2号様式

指定の要件を備えなくなった旨の報告書

年　月　日

石川県教育委員会 様

設置者所在地

名 称

代表者氏名

次の施設が博物館法施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなったので、同規則第25条の規定により報告します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 指定記号番号
- 4 要件を備えなくなった日
- 5 備えなくなった要件
- 6 要件を備えなくなった理由